

商品概要説明書

教育ローン（一般型A）

（2026年2月9日現在）

商品名	教育ローン（一般型A）
ご利用いただける方	<p>○当JAの組合員の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満18歳以上71歳未満であり、最終償還時の年齢が満76歳未満の方。</p> <p>○原則として、前年度税込年収（自営業者の場合は前年度税引前所得）が150万円以上ある方。</p> <p>○教育施設（修業年限が6か月以上（外国の教育施設は3か月以上）の次の教育施設とします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。</p> <ul style="list-style-type: none">a 大学、大学院（法科大学院など専門職大学院を含む）、短期大学b 専修学校、各種学校（予備校、デザイン学校など）c 高等学校、高等専門学校、中学校、小学校d 特別支援学校の高等部、中等部、初等部e その他職業能力開発校などの教育施設 <p>○生活の本拠が定まっている方。</p> <p>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金（借入申込日から3か月以内にお支払済みの資金を含む。）とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、事業資金は除きます。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none">①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。②アパートの家賃等。 <p>○現在、他金融機関から借入中の教育資金の借換資金。</p>
借入金額	○1,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	<p>○据置期間を含め最長15年以内とします。</p> <p>○ただし、他金融機関から借入中の教育資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の教育資金の残存期間内とします。</p>
借入利率	<p>○【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）

	のいずれかをご選択いただけます。																		
担保	○不要です。																		
保証人	○当 J A が指定する保証機関（福岡県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																		
保証料	<p>○一括前払・分割後払のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括前払 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（例：金利 1.80% の場合）】</p> <table border="1"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>5 年</td> <td>10 年</td> <td>15 年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>4,883</td> <td>23,186</td> <td>46,654</td> <td>70,822</td> </tr> </table> <p>②分割後払 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.90% です。</p>	お借入期間	1 年	5 年	10 年	15 年	保証料（円）	4,883	23,186	46,654	70,822								
お借入期間	1 年	5 年	10 年	15 年															
保証料（円）	4,883	23,186	46,654	70,822															
団体信用生命共済（保険）	<p>○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。</p> <p>なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済（保険）名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>年●.●%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年●.●%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年●.●%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td> <td>年●.●%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年●.●%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年●.●%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年●.●%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（ワイド）</td> <td>年●.●%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年●.●%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年●.●%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年●.●%	団体信用生命共済（連生）	年●.●%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年●.●%	がん保障特約付団体信用生命共済	年●.●%	がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年●.●%	団体信用生命共済（ワイド）	年●.●%
団体信用生命共済（保険）名	加算利率																		
団体信用生命共済（特約なし）	年●.●%																		
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年●.●%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年●.●%																		
団体信用生命共済（連生）	年●.●%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年●.●%																		
がん保障特約付団体信用生命共済	年●.●%																		
がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年●.●%																		
団体信用生命共済（ワイド）	年●.●%																		
9 大疾病補償保険	<p>○団体信用生命共済のご加入に加えて、ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年●.●%</p>																		
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…●●円 ②一部繰上返済の場合…●●円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は●●円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>																		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または〇〇部（電話：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）にお申し出</p>																		

	<p>ださい。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A ○○部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>福岡県弁護士会紛争解決センター</p> <p>福岡県弁護士会館（電話：092-791-1840）</p> <p>北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）</p> <p>久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。</p> <p>なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、●●円の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p> <p>○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</p>

J A ○ ○